

障害者福祉システム等標準化検討会
ベンダ分科会（第1回）
令和4年11月2日 【資料5】

障害者福祉システム等標準化検討会 第1回ベンダ分科会

サブユニットについて

令和4年11月2日
事務局提出資料

サブユニットに対する構成員からのご質問に対する回答案①

- 一部の機能を他の基幹系システムにて調達する場合（同一パッケージの扱い）と個別機能システムとして調達する場合（サブユニット）に関して、3件のご質問が来ている。回答案を作成しているが、多様な調達単位を踏まえて認識合わせを行い、デジタル庁の見解も確認したい。

| No | ご意見の内容 | ご意見の詳細 | ご回答案 |
|----|---|---|--|
| 1 | <p>資料2_第3回WTの検討概要・2.1版案の対応概要 2. サブユニット対応②（一部切り出した機能の位置づけ）</p> <p>障害者福祉のサブユニット対応案が4つ示されているが、「A.他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合」にて示されている、児童福祉システムと障害者福祉システムで調達（導入）を行った場合、<u>現在の対応案だと育成医療はサブユニットの対象ではないため、両方のシステム（障害福祉、児童福祉）にて、育成医療が導入されることになるが、認識に相違ないか</u>ご教示いただきたい。</p> <p>また、上記の市町村において、<u>育成医療は児童福祉システムで扱うこととなった場合、障害者福祉システムに包含されている育成医療（他サブユニット含む）を稼働させない機能を追加する必要があるのか、標準仕様の改版があるのか</u>、あわせてご教示いただきたい。</p> | <p>障害者福祉システムは、サブユニットとして定義される「①障害者総合支援システム、②審査会システム、③請求審査システム、④特別児童扶養手当システム」の機能がなくても動く形にする必要があると想定しているが、<u>サブユニット以外の業務システムがAパターンにて調達されている場合も考慮する必要があるのか</u>、確認させていただきたい。</p> | <p>例示されている児童福祉システムと障害者福祉システムで調達を行った場合の育成医療の扱いにつきましては、児童福祉システム側又は障害者福祉システム側の<u>いずれかで調達</u>されることとなるため、<u>いずれかで導入</u>され、適合性の確認が行われることとなります。</p> <p>また、例示されている育成医療が児童福祉システムで扱うこととなった場合は、<u>障害者福祉システム上から育成医療のメニューを非表示として利用できないようにするのが一般的と考えられますが、表示したままとし利用しなくてよいとすることも考えられます</u>。この視点においては画面要件に該当し、対応はベンダの任意（標準化の対象外）とも考えられます。</p> <p>「サブユニット以外の業務システムがAパターンにて調達されている場合も考慮する必要があるのか」につきましては、Aパターンは「同一パッケージの扱い」としております。</p> |

サブユニットに対する構成員からのご質問に対する回答案②

| No | ご意見の内容 | ご意見の詳細 | ご回答案 |
|----|--|---|--|
| 2 | <p>資料2_第3回WTの検討概要・2.1版案の対応概要 2. サブユニット対応④(育成医療を切り出す場合の例)</p> <p>図に示されている通り、<u>健康管理システムとして育成医療を含めた調達があった場合に、健康管理システムに育成医療の機能を保有していないシステムベンダが提案を行う場合は、健康管理システムと障害者福祉システムの両方を提案せざるを得ない状況になるが、その認識で問題ないかご教示いただきたい。</u></p> | <p>健康管理システムに育成医療の機能を有している事が標準仕様に適合していないと思われる為。</p> | <p><u>Aパターンは「同一パッケージの扱い」としており、「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月)」4.1.2 連携要件の標準「ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。」と同様になります。</u></p> <p>ご意見の内容につきましては、<u>同一パッケージとしての提案になっていれば問題ないと考えられます。</u></p> |
| 3 | <p>資料2_第3回WTの検討概要・2.1版案の対応概要 2. サブユニット対応④(育成医療を切り出す場合の例)</p> <p><u>自治体が複数のベンダーのシステムを組み合わせて利用している場合、「障害者福祉システムとして調達している」のであれば問題ないと考えて差し支えないか。</u></p> <p>例)・手帳はA社のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療、障がい福祉サービス等(受給、給付)、補装具はB社のシステム ・国制度手当、特別児童扶養手当はC社のシステム <u>あるいは、分割調達とみなされ、サブユニットの対象でなければ調達できないと考えるべきか。</u></p> | <p>自治体が障がい者福祉システムとして全ての機能を調達する場合において、左記の例のように複数のベンダーのシステムを組み合わせた導入形態を提案し、自治体に導入していただいている場合について問題ないか確認したい。</p> | <p>Aパターンは「同一パッケージの扱い」が該当しますので、<u>事例のようなマルチベンダーとなる場合は分割調達に該当すると考えられます。</u></p> <p>分割調達を可能とするサブユニット(Bパターン)は、4ページに記載している4つの機能のみが該当し、個別調達が可能となります。</p> <p>事例について当てはめると、以下が可能となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等(受給、給付)はB社システム ・特別児童扶養手当はC社システム ・上記以外はA社システム </p> |

2. サブユニット対応①(検討経緯と調査結果)

- サブユニット対応とは、デジタル庁が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月)」に記載されている以下への対応である。

5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

標準準拠システムについて、**一の業務をさらに細分化した単位での分割調達を可能とする場合**には、**細分化した単位(以下「サブユニット」という。)**を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成(5.1.1.3)に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定する。

- 障害者福祉システムの一部の機能を切り出している実態を把握するため、「障害者福祉システムの調達・利用状況について(依頼)」(令和4年4月13日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)にて全国の市区町村に調査を行い、分割調達している調査結果は以下のとおりである。

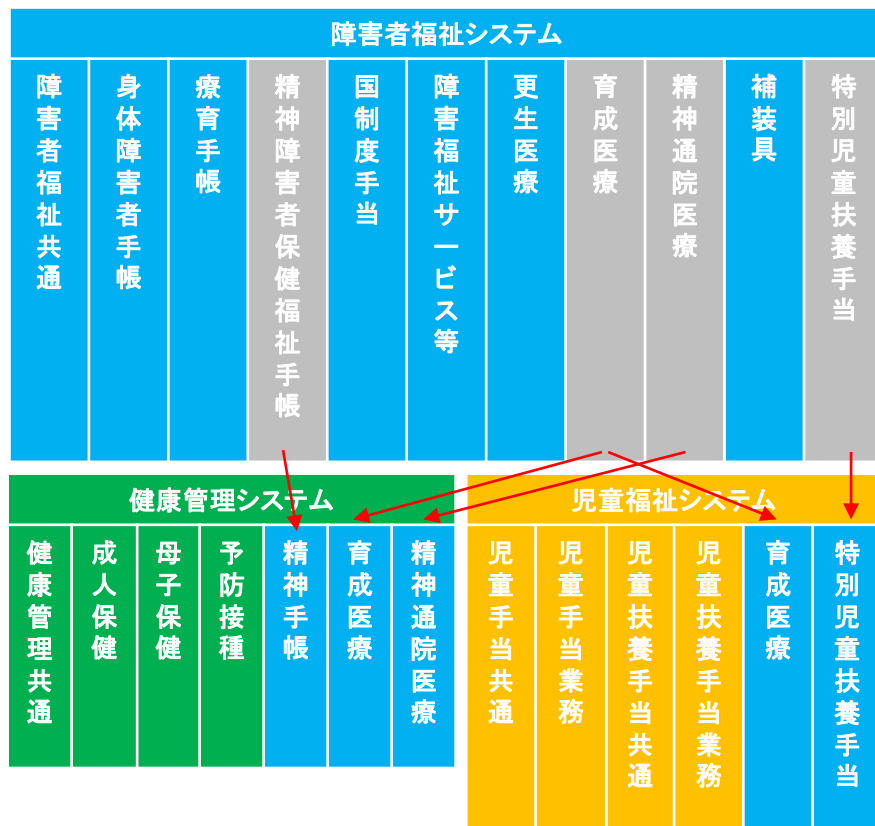
| No | 機能等 | 別業務の標準準拠システムで調達 | | 個別機能システムで調達 | |
|----|---------------|-----------------|----|--------------|----|
| | | システム名 | 連携 | システム名 | 連携 |
| 1 | 特別児童扶養手当管理 | 児童福祉システム | 有 | 特別児童扶養手当システム | 有 |
| 2 | 育成医療管理 | 健康管理システム | 有 | 自立支援医療システム | 有 |
| | | 児童福祉システム | 有 | 育成医療システム | 有 |
| 3 | 精神通院医療管理 | 健康管理システム | 有 | 精神障害者福祉システム | 無 |
| | | | | 自立支援医療システム | 有 |
| 4 | 精神障害者保健福祉手帳管理 | 健康管理システム | 有 | 精神障害者福祉システム | 有 |
| 5 | 障害福祉サービス等管理 | — | — | 障害者総合支援システム | 有 |
| | | | | 審査会システム | 有 |
| | | | | 請求審査システム | 有 |

例) 特別児童扶養手当について、障害者福祉システムで調達するのではなく、児童福祉システムとして調達又は障害者福祉システムから分離された特別児童扶養手当システムとして調達している。

2. サブユニット対応②(一部切り出した機能の位置づけ)

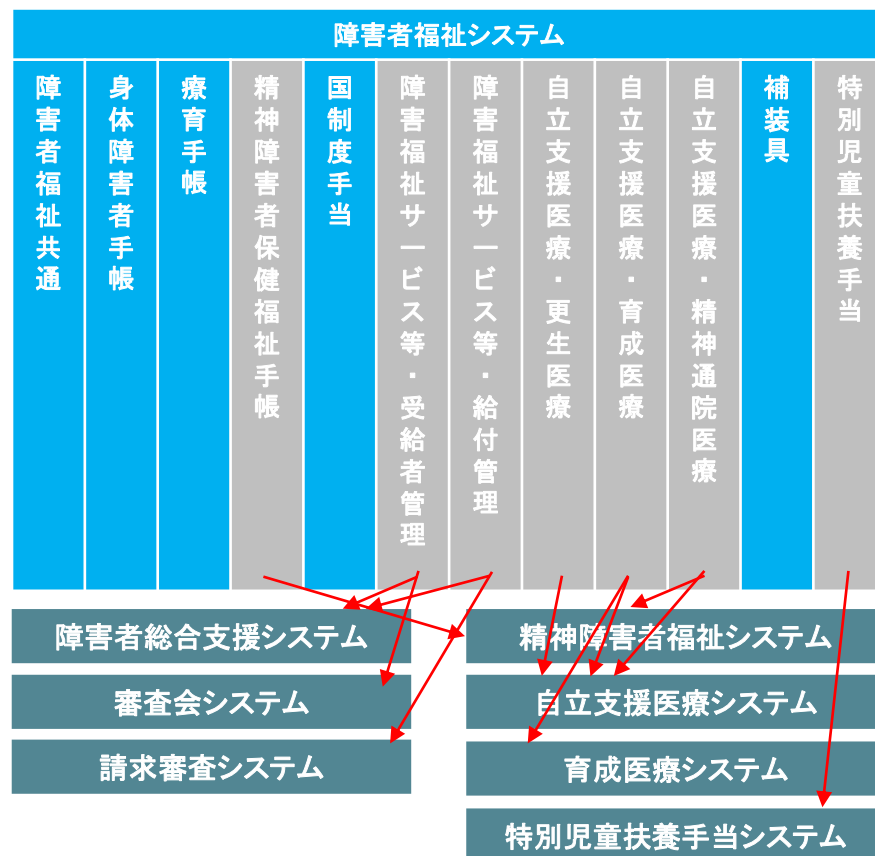
- 実態調査を踏まえて整理すると、障害者福祉システムの機能の一部を切り出して調達するのは、以下の2パターンに分かれる。 ※グレー色が切り出す機能であり、矢印の先が調達するシステムとなる。

A. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合



- ・Aパターンはサブユニットに該当しない。
 - ・同一パッケージの扱いとして、他の基幹系業務の標準準拠システムとして調達が可能となる。
- ※ 具体的事例はP5に記載

B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合



- ・Bパターンは、サブユニットに該当する。
- ・サブユニット対応をすれば、分割調達が可能となる。

2. サブユニット対応③(サブユニットの選定)

- サブユニットの対象は、システム調達等の業務に係る人的負担の削減を踏まえ、以下の4システムとしてはどうか。
 ①障害者総合支援システム、②審査会システム、③請求審査システム、④特別児童扶養手当システム

B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合

| 障害者福祉システム | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|------|-------------|-------|-----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|-----|----------|
| 障害者福祉共通 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 国制度手当 | 障害福祉サービス等・受給者管理 | 障害福祉サービス等・給付管理 | 自立支援医療・更生医療 | 自立支援医療・育成医療 | 自立支援医療・精神通院医療 | 補装具 | 特別児童扶養手当 |
| ①障害者総合支援システム | | | | | × 精神障害者福祉システム | | | | | | |
| ②審査会システム | | | | | × 自立支援医療システム | | | | | | |
| ③請求審査システム | | | | | × 育成医療システム | | | | | | |
| | | | | | ④特別児童扶養手当システム | | | | | | |

＜サブユニットの選定の考え方＞

- ・標準化の目的の1つとして、システムの調達業務や調整に係るコストの削減がある。
- ・そのため、標準化対象事務に関して個別に機能を切り出したシステムを調達し利用することは、本来、望ましいものではないと考えられる。
- ・一方で、現行システムにおいて、多くの自治体で個別に機能を切り出したシステムを利用しているものは考慮する必要があるのではないか。

＜サブユニットの選定＞

- ・①障害者総合支援システム、②審査会システム、③請求審査システムは、平成18年度に施行した障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行に伴い、新たに当該分野に特化したシステムが障害者福祉システムとは別に利用されてきた経緯や多くの自治体で個別に切り出したシステムとして利用している実態を踏まえ、サブユニットの対象とする。
- ・④特別児童扶養手当システムは、多くの自治体で個別に切り出したシステムとして利用している実態を踏まえ、サブユニットの対象とする。
- ・精神障害者福祉システム、自立支援医療システム、育成医療システムは、個別に切り出したシステムとして利用している自治体が全国調査の結果は1桁台と少ないため、サブユニットの対象としない。（この場合の調達方法は、育成医療を事例として次ページに記載している。）

2. サブユニット対応④(育成医療を切り出す場合の例)

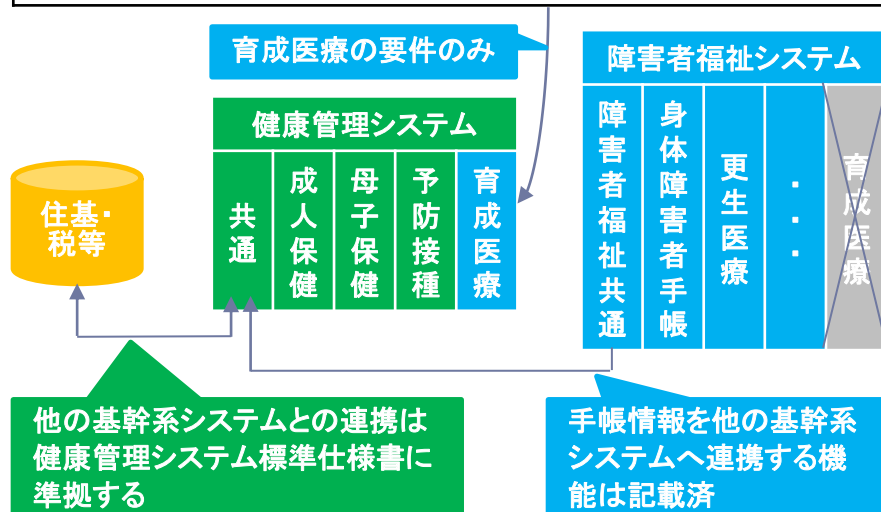
- 育成医療について、A. 他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合、又はB. 個別機能システム(個別に切り出したシステム)として調達する場合は以下のとおりである。 ※他の切り出す機能についても考え方は同様

A. 健康管理システムで調達する場合

| 健康管理システム標準仕様書の適合範囲 | |
|--------------------|---------------|
| 標準仕様書(本編) | |
| (別紙1) 業務フロー | (別紙3) 帳票詳細要件 |
| (別紙2) 機能・帳票要件 | (別紙4) 帳票レイアウト |



| 障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲 | |
|--------------------------------|--|
| (別紙1) 業務フロー_09. 自立支援医療(育成医療) | |
| (別紙2) 機能・帳票要件_09. 自立支援医療(育成医療) | |
| (別紙3) 帳票詳細要件_09. 自立支援医療(育成医療) | |
| (別紙4) 帳票レイアウト_09. 自立支援医療(育成医療) | |



B. 障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合

サブユニットの対象ではないため、当調達は行えなくなる。そのため、自治体では以下のいずれかで調達する必要がある。

- ① 障害者福祉システムとして調達する。
- ② 健康管理システム又は児童福祉システム等、他業務の標準準拠システムとして調達する。

障害者福祉システム又は他基幹系システムとして調達する必要がある。

健康管理システムとして「育成医療」を調達する場合

- ・健康管理システム標準仕様書に障害者福祉システム標準仕様書の09.自立支援医療(育成医療)を加えて調達し、適合性の確認を行うこととなる。
- ・住基システムや税務システム等の他基幹系システムとの連携や共通的な機能は、健康管理システム標準仕様書に準拠することとなる。
- ・障害者福祉システムとの必要な連携機能は、それぞれの標準仕様書に必要な機能を記載することとなる。(手帳情報を障害者福祉システムから他基幹系システムに提供する機能は記載済。)

2. サブユニット対応⑤(障害福祉サービス等を切り出す場合の)

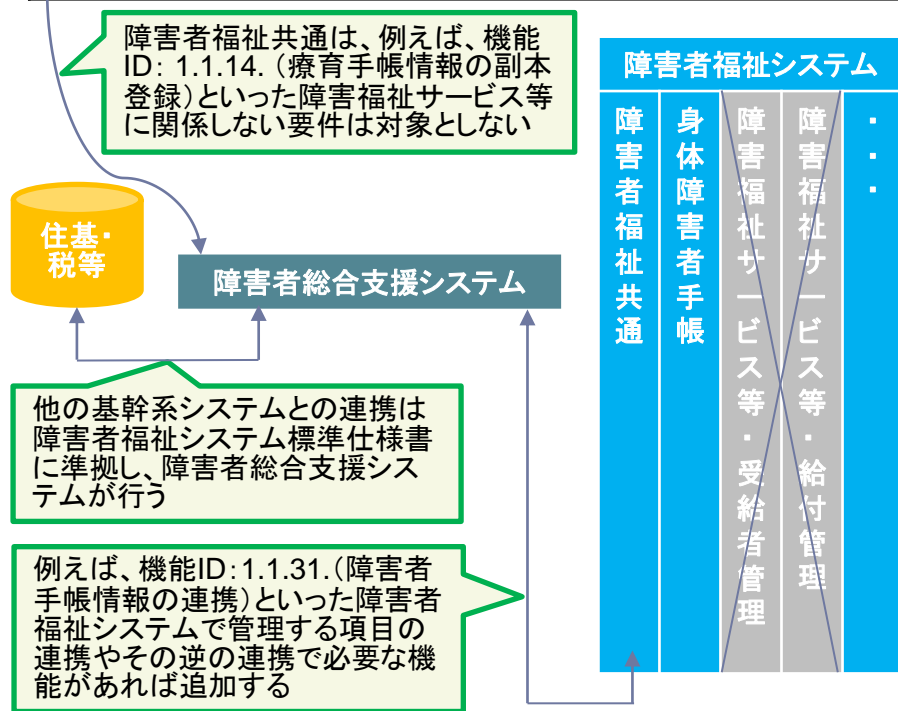
- 障害福祉サービス等について、個別機能システムで調達する場合のイメージは以下のとおりである。
一部機能を切り出したシステムを利用するためには、不足している連携機能があれば追加する必要がある。

○ 障害者総合支援システムとして調達する場合

障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書(本編)
(別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件
(別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

・06. 障害福祉サービス等(受給者管理)、07. 障害福祉サービス等(給付管理)は全て対象
・01. 障害者福祉共通は、障害者総合支援システムに該当する要件のみ対象

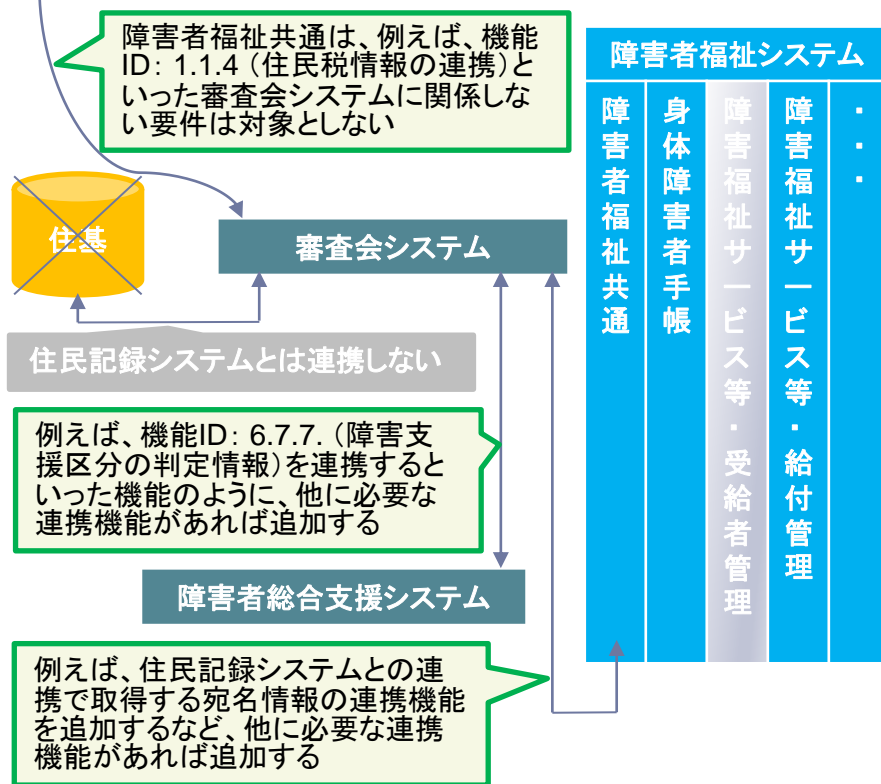


○ 審査会システムとして調達する場合

障害者福祉システム標準仕様書の適合範囲

標準仕様書(本編)
(別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件
(別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト

01. 障害者福祉共通 及び 06. 障害福祉サービス等(受給者管理)のうち、審査会システムに該当する要件のみ対象



2. サブユニット対応⑥(本編の変更内容)

○ 標準仕様書(本編)の変更内容は次のとおりである。

(4) 障害者福祉システム特有の調達要件について

地方自治体により、例えば精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)は健康管理システムの一部、特別児童扶養手当と自立支援医療(育成医療)は児童福祉システムの一部、のようにシステムの切りとしては別システムとして調達する場合がある。

このように機能の一部を別システムにおいて調達する場合は、その機能については、障害者福祉システムの機能として調達しないことができる。

図 1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合地方自治体における従来の対応システムのイメージ

| | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 国制度手当 | 補装具 | 自立支援医療(更生医療) | 障害福祉サービス障害児通所支援 | 精神障害者保健福祉手帳 | 自立支援医療(精神通院医療) | 特別児童扶養手当 | 自立支援医療(育成医療) | |
|----|-----------|------|-------|-----|--------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|--|
| A市 | 障害者福祉システム | | | | | 障害者自立支援給付システム | 健康管理システム(の一部) | | 児童福祉システム(の一部) | | |
| B市 | 障害者福祉システム | | | | | 障害者自立支援給付システム | 障害者福祉システム | | | | |
| C町 | 障害者福祉システム | | | | | | | | | 児童福祉システム(の一部) | |
| D村 | 障害者福祉システム | | | | | | | | | | |

| 障害者福祉システム | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|------|-------------|-------|-----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|-----|----------|
| 障害者福祉共通 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 国制度手当 | 障害福祉サービス等・受給者管理 | 障害福祉サービス等・給付管理 | 自立支援医療・更生医療 | 自立支援医療・育成医療 | 自立支援医療・精神通院医療 | 補装具 | 特別児童扶養手当 |

| 健康管理システム | | | | | 児童福祉システム | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|----------|------|--------|--------|----------|----------|----------|------|
| 健康管理共通 | 成人保健 | 母子保健 | 予防接種 | 精神手帳 | 精神通院医療 | 育成医療 | 児童手当共通 | 児童手当業務 | 児童扶養手当共通 | 児童扶養手当業務 | 特別児童扶養手当 | 育成医療 |

例) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の各業務を児童福祉システムとして調達したい場合

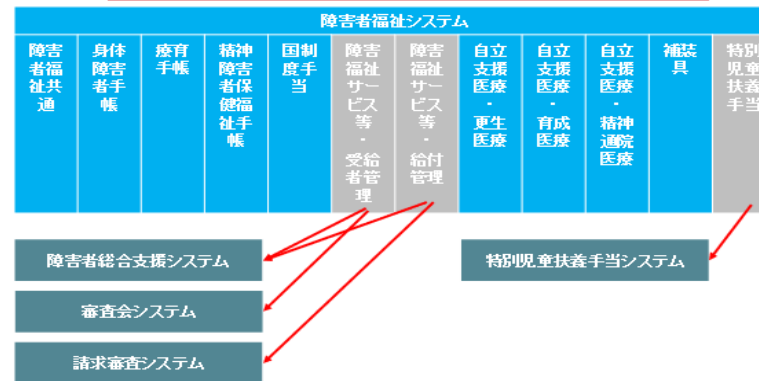
障害者福祉システム標準仕様書(特別児童扶養手当)を切り出し、児童手当、児童扶養手当の各標準仕様書と統合した上で、児童福祉システムの調達仕様書とする。

←(分割調達に関する留意点)←

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニット対応により、標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。障害者福祉システムのサブユニットは、障害者総合支援システム、審査会システム、請求審査システム、特別児童扶養手当システムとし、必要な連携機能は機能・帳票要件に定めている。障害者福祉システム標準仕様書においても、今後、サブユニットに対応していく予定としている。(事例として、障害福祉サービスを障害者自立支援給付システムとして障害者福祉システムとは別に調達する場合が当てはまる。)

なお、一部の事務を他業務の標準準拠システムに含めて調達する場合は、他業務の標準仕様書の注記に準ずる予定としている。(事例として、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システムと一体となったシステムとして調達する場合は健康管理システム標準仕様書の注記に準ずることとなる。)

図 1-6 一部の機能を個別システムとして調達する場合のイメージ



Bパターン(障害者福祉業務内で個別機能システムで調達する場合)について記載している。

Aパターン(他基幹系業務の標準準拠システムで調達する場合)について記載している。

2. サブユニット対応⑦(機能・帳票要件(障害者福祉共通)の変

○ 各サブユニットの実装区分や障害者福祉システムとサブユニット(個別機能システム)の連携で追加した連携機能は、以下のとおりである。

サブユニットを追加している。サブユニットを調達する場合は、該当するサブユニットの実装区分(◎、○、×)に適合する必要がある。

○ 障害者福祉共通 ※一部抜粋

| 機能ID (ID) | 機能要件 | 実装区分 | | | | | 要件の考え方・理由 |
|-----------|---|-----------|-------------|---------|----------|--------------|---|
| | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | 請求審査システム | 特別児童扶養手当システム | |
| 1.1.11. | 子ども子育て支援システム等他システムに、支援措置対象者情報を照会する。 ※1 「支援措置対象者情報を照会」は、 庁内データ連携機能共通基盤等 との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、 障害者福祉システム で利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容、機能等により確認できること ※5 障害者福祉システムに限定せずサブユニットも含まれるため削除している | ○ | ○ | × | × | ○ | ※5の識別については、支援措置対象者情報は、①障害者福祉で独自に登録するもの、② 住基住記 連携により取得するもの、③子ども子育て等他システムからの連携により取得するもの、が混在することとなるため、支援措置対象者情報について確認したい事項が出てきた場合の確認先の把握を目的とし、また自治体によってはデータ移行時の識別等での利用を想定している。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。 |
| 1.1.52. | 障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、支援措置対象者情報を照会する。 | × | × | ○ | × | × | 照会する支援措置IDに記載された機能ID: 1.1.1. |
| 1.1.53. | 審査会システムに、支援措置対象者情報を提供する。 | ○ | ○ | × | × | × | 提供する支援措置IDに記載された機能ID: 1.1.1. |
| 1.1.54. | 障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、送付先情報を照会する。 | × | × | ○ | × | × | 照会する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID: 1.1.30.、1.3.13. |
| 1.1.55. | 審査会システムに、送付先情報を提供する。 | ○ | ○ | × | × | × | 提供する送付先情報は以下の機能IDに記載された情報となる。 機能ID: 1.1.30.、1.3.13. |
| 1.1.31. | 個人住民税システム等他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。 手帳情報の提供は、他システムに限定せずサブユニットも含まれるため追記している | ◎ | × | × | × | × | 個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。 ・障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合は、障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合など、入れ子システム(ネスティング)の場合に、手帳情報を利用できるようにするための要件である。 |
| 1.1.32. | 障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムは、障害者福祉システムに、身体障害者手帳情報を照会する。 | ◎ | ○ | × | × | ○ | |
| 1.1.60. | 障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、身体障害者手帳情報を照会する。 | × | × | ○ | × | × | |

※ サブユニット対応による機能・帳票要件の正式なフォーマット(記載方法)は、デジタル庁と調整中である。

2. サブユニット対応⑧(機能・帳票要件(障害福祉サービス等))

○ 障害福祉サービス等(受給者管理) ※一部抜粋

| 機能ID (ID) | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 |
|--------------|---|-----------|-------------|---------|---|
| | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 審査会システム | |
| 6.1.5. | <p>国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、申請者情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>国が提供する障害支援区分判定ソフト又は審査会システムに、申請者情報を提供する。</p> <p>なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>【対象のインタフェース】 ・HC1201 申請者情報(事務処理システム等から)</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2 Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う</p> | ○ | ○ | × | <p>本要件は障害支援区分判定ソフトおよび又は障害支援区分判定審査会システムとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害者総合支援システムに必要となる機能を定義しておられるが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。</p> |
| 6.1.78. | <p>障害者福祉システム又は障害者総合支援システムに、申請者情報を照会する。</p> <p>なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。</p> <p>【対象のインタフェース】 ・HC1201 申請者情報(事務処理システム等から)</p> <p>【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2 Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う</p> | × | × | ○ | <p>本要件は障害者福祉システム又は障害者総合支援システムが審査会システムとの連携を行う際に必要となる機能を定義しており、審査会システムを使わずに、障害者福祉システム内又は障害者総合支援システム内で判定機能を組み込む場合、又は審査会システム上で申請者情報を登録する運用の場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。</p> |

サブユニットを追加している

機能・帳票要件(受給者管理)、機能・帳票要件(給付管理)における障害者総合支援システムサブユニットの実装区分は、障害者福祉システムと同様としている

審査会システム特有の連携要件を追加している

審査会システムサブユニットは、審査会に関係する機能について◎○としている。

○ 障害福祉サービス等(給付管理) ※一部抜粋

| 機能ID (ID) | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 |
|--------------|--|-----------|-------------|----------|--|
| | | 障害者福祉システム | 障害者総合支援システム | 請求審査システム | |
| 7.2.1. | <p>システムに取り込んだ一次審査結果資料情報(国保連合会から受信)の一次審査済明細書等情報(※障害児支援についても同等の情報)をサービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス種類、請求サービスコード等の単位に抽出、一覧で確認できること。</p> <p>※「一覧で確認できること」の対象となる一次審査済明細書等情報は、インタフェース仕様書(市町村編)に示された一次審査済明細書等情報(※障害児支援についても同等の情報)を構成するすべてのレコードとする。</p> | ◎ | ◎ | ◎ | <p>請求審査システムサブユニットは、市町村二次審査に関係する機能について◎○としている。</p> |
| 7.2.2. | <p>国保連合会一次審査の結果で「警告(重度)」・「警告」となった請求情報に対して市町村二次審査にて返戻とすべきものが確認できること。</p> | ○ | ○ | ○ | <p>「警告(重度)」・「警告」の内容については、国保連合会より確認用の資料が送付されていることから、障害者福祉システムにて審査処理を行うことが必ずしも求められるのではないため、標準オプションとしている。</p> <p>当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。</p> |

サブユニットを追加している

請求審査システムサブユニットは、市町村二次審査に関係する機能について◎○としている。

2. サブユニット対応⑨(機能・帳票要件(特別児童扶養手当)の

○ 特別児童扶養手当 ※一部抜粋

| 機能ID (旧) | 機能要件 | 実装区分 | | 要件の考え方・理由 |
|-------------|---|-----------|--------------|-----------|
| | | 障害者福祉システム | 特別児童扶養手当システム | |
| 12.1.1. | 特別児童扶養手当の申請・届出情報(認定請求、転入、再認定、額改定請求、額改定届、証書亡失届、障害状況届、変更届、所得状況届、所得状況変更届、支給停止関係届、辞退届、喪失、死亡、転出、未支払請求、取下げ、職権処理を含む)を管理(登録、修正、削除、照会)できること。 | ◎ | ◎ | |
| 12.1.2. | 申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 同意区分コード 備考 ※ 同意区分コードは、ひたたりサービスの制約事項、課税情報の閲覧の同意等を管理する | ◎ | ◎ | |

サブユニットを追加している
※機能・帳票要件(特別児童扶養手当)の特別児童扶養手当システムの実装区分は、障害者福祉システムと同様としている
※必要な連携機能は、機能・帳票要件(障害者福祉共通)に記載しているため、追加した連携機能はない